

目標Ⅰ 心温まる意識づくり

課題1 男女共同参画の広報、教育・学習を推進する

現況

「境港市男女共同参画に関する市民意識調査」における「男女共同参画に関わる言葉の認知度」については、「セクシャル・ハラスメント」は7割、「男女雇用機会均等法」は5割を超える人が「内容を知っている」と答えた一方、「男女共同参画社会」、「男女共同参画社会基本法」は、「聞いたことはあるが内容を知らない」と答えた人の割合が、いずれも4割を超えています。「境港市男女共同参画推進条例」、「境港市女と男とのいきいきプラン」、「境港市男女共同参画センター」という本市の施策等については、「内容を知っている」と答えた人の割合は1割に満たない状況となっています。

「男女の地位は平等になっているか」については、「学校」ではおよそ5割が「男女平等」であると感じていますが、「家庭」、「職場」、「政治・行政」ではおよそ6割が、「社会通念・慣習など」ではおよそ7割が「男性が優遇」または「どちらかというとなりが優遇」と感じています。

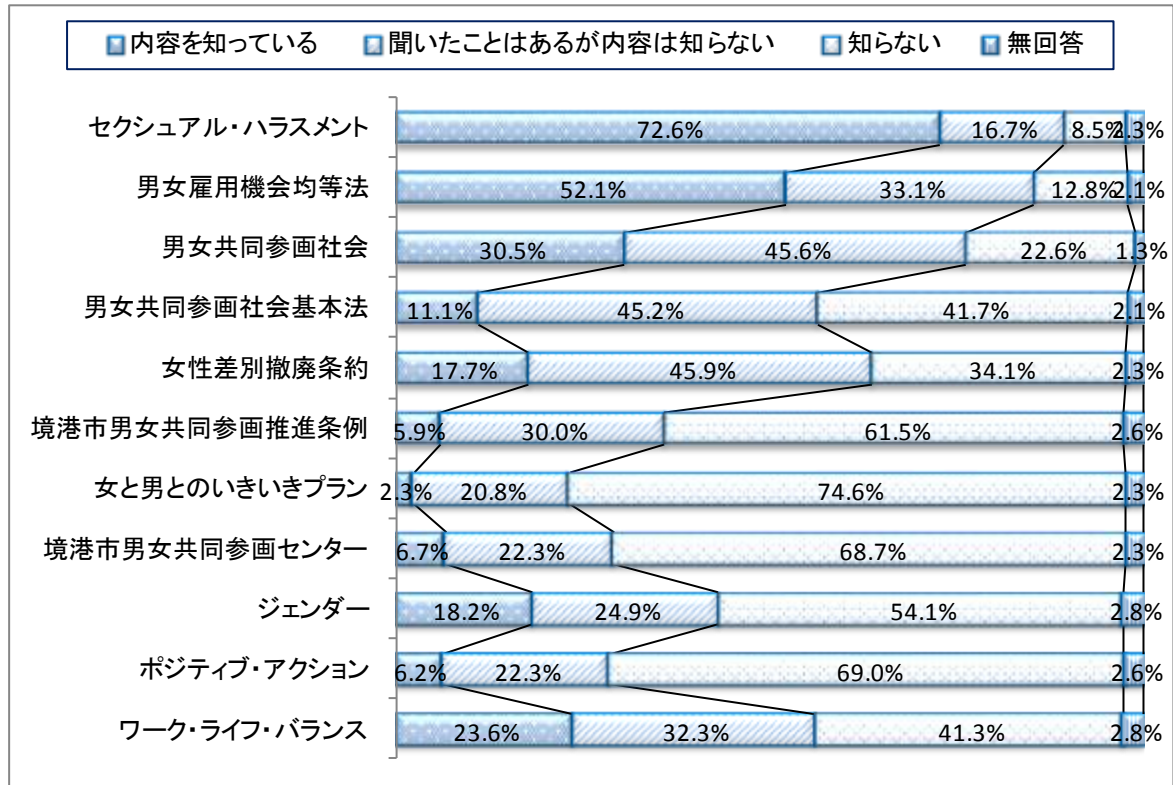
長い時間をかけて形づくられた固定的性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくためには、広報や各種研修による普及啓発に努め、男女共同参画についての理解を広げていくことが必要です。

[固定的性別役割分担意識]

- ・男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。例えば、「家事や育児、介護は女性の仕事である」、「自治会長、職場の管理職は男性が向いている」などは、固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている事例です。

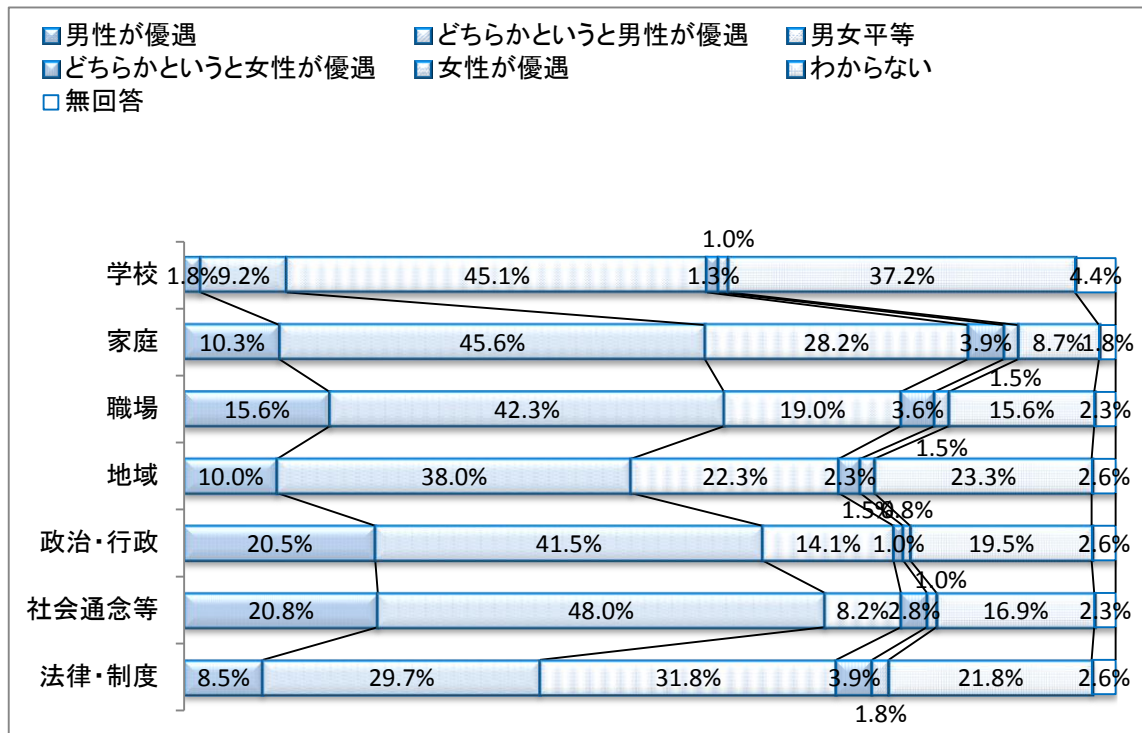
男女共同参画に関する言葉の認知度

【問】あなたは次の言葉を聞いたことがありますか。



各分野における男女の平等

【問】あなたは次の各項目の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。



[平成24年度境港市男女共同参画に関する市民意識調査]

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

一人一人がまず家庭生活から意識改革を図るとともに、男女共同参画に関する研修・講座や意識啓発の機会に積極的に参加します。また、地域においても固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

事業者

男女共同参画の重要性を理解し、従業員の男女共同参画の意識啓発に関する学習機会への参画を促すなど、人材育成に努めます。

市民活動団体

男女共同参画の視点に立ち、自身の団体活動を見直すとともに、性別にこだわらず、ともに理解・協力しあえる地域社会づくりに取り組みます。

教育関係者

子どもたちにとって、性別にとらわれない個性をはぐくむ学校教育や保育の環境づくりに努めます。

市

市民、事業者、市民活動団体向けの男女共同参画意識を醸成するための事業や情報発信に努めます。あわせて、職員の意識啓発に取り組みます。

施策（１）男女共同参画の理解を広げる広報を推進します。

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画の理解を促進するため、市報、インターネットなどを活用し、男性、子ども、若年層などを含むあらゆる層に対し、男女共同参画社会の意義や必要性について、関係機関と連携しながら広報・啓発活動を行います。

【 主な取組 】

- ◇市報・ホームページの活用により、男女共同参画に関する広報活動を実施します。
- ◇学校、公民館、境港市男女共同参画センター等へ男女共同参画に関するパンフレットを配架します。
- ◇男女共同参画の視点に立った人権研修会を実施します。
- ◇事業者向けに、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）等が開催する研修会等の情報提供を行います。

施策（２）男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します。

【 施策の基本的方向 】

男女共同参画社会をより確かなものにするには、家庭・職場・学校・地域などで、男女が互いに人権を尊重するとともに、個性や能力を発揮していくことが大切です。

学習・教育機会を充実することにより、男女共同参画の必要性などについて理解促進を図り、性別による固定的な役割分担意識を解消することが必要です。

【 主な取組 】

- ◇境港市女性団体連絡協議会が、講演会、学習・啓発活動等を活発に行えるよう支援します。
- ◇人権学習地区懇談会で、「男女共同参画の必要性」、「固定的性別役割分担意識に関する問題」について理解促進を図ります。
- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、「男女共同参画の必要性」、「固定的性別役割分担意識に関する問題」について広報啓発します。
- ◇市役所・事業所等の人権研修を、男女共同参画をテーマに取り上げ実施します。
- ◇学校生活全般にわたり、男女共同参画について学習します。
- ◇境港市男女共同参画センターに、関連資料や図書の充実を図ります。
- ◇鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

施策（3）性に関する健康と権利の理解を深めます。

【 施策の基本的方向 】

生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体の特徴を十分に理解しあい、健康についての正確な知識、情報を得ながら、心身ともに健康を維持していくことが大切です。

特に女性は、妊娠や出産等に関わり、生涯を通して男性とは異なる多くの健康上の問題に直面することから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を認識し、性差に応じた健康を支援する取組みが必要です。

男女が互いの健康と権利を尊重できるよう、必要な知識の普及や意識の醸成を図ります。

〔リプロダクティブ・ヘルス／ライツ〕

性と生殖に関する健康と権利と訳され、個人、特に女性が生涯にわたって主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることを意味しています。

【 主な取組 】

- ◇健康の保持増進のための相談、普及啓発、健康診断・保健指導を実施します。
- ◇女性特有のがん検診推進事業の実施や検診啓発資料等の配布を行います。
- ◇妊産婦健診及び健康相談を実施します。
- ◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ◇学習指導要領に則り、小・中学校において性教育を実施します。
- ◇境港市男女共同参画センターに関連資料や図書の充実を図ります。

課題2 あらゆる暴力を許さない意識づくりを 推進する

現 況

国の男女共同参画審議会が、女性の人権を保障する視点に立った各種の提言を行って以来、女性に対する暴力の防止について、県、市も取組を推進してきていますが、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為など、さまざまな形態の暴力は依然として存在しています。

男女間におけるあらゆる暴力は重大な人権侵害でありますので、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であることを周知するとともに、関係機関が連携して相談・保護体制を整えることが必要です。

[ドメスティック・バイオレンス]

- ・ 夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間における身体的・精神的・性的な暴力

[セクシュアル・ハラスメント]

- ・ 加害者の思いとは関係なく、相手方の意に反して行われる性的言動が、相手方に不快感を与えたり、仕事や活動などに悪影響を与えることをいいます。

役 割

〈注〉境港市男女共同参画推進条例のなかで、「責務」が明記されている「市民」、「事業者」、「市民活動団体」、「教育関係者」、「市」について、「役割」を定めます。

市 民

私たちの身の回りに起こりうる人権侵害や暴力に対しては、見過ごすことなく通報するなど関連機関と協力し適切に対応します。また、性の商品化や性差別を助長するような表現をチェックし、人権尊重を阻害する要因をなくしていきます。

事業者

セクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりに努めます。

市民活動団体

人権を尊重する意識の向上に関する活動を推進するとともに、被害者の自立支援への取組に協力します

教育関係者

学校生活のあらゆる場を通して、暴力は人権を否定するものであることを指導します。

市

市民活動団体との連携・協働により、女性の人権を尊重する事業を進めるとともに、関係機関との連携強化や相談体制の充実を図ります。

施策（４） DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止啓発
と被害者の支援体制を整備します。

【 施策の基本的方向 】

ドメスティック・バイオレンスの被害者・加害者を出さないために、関係機関と連携して広報・啓発を行うとともに、被害者の相談・保護体制を整備します。

さらに、子どもに対して、暴力を根絶するための予防・啓発等の充実を図るなど、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

【 主な取組 】

- ◇市報などを活用して、普及啓発活動を実施します。
- ◇街頭キャンペーン活動に参加し、啓発します。
- ◇DV関連チラシ等を市役所窓口のほか、公民館等に配架します。
- ◇児童相談所などの関係機関と連携して、DV被害者の相談体制・保護体制を整備します。
- ◇学校生活のあらゆる場面を通して、暴力は人権を否定するものであることを指導します。
- ◇幼稚園や保育園において、助産師が命の大切さを講話する事業を実施します。

施策（５） セクシュアル・ハラスメントの防止対策を実施
します。

【 施策の基本的方向 】

セクシュアル・ハラスメントは、相手の意に反する性的な言動によって、不快感や不利益を与える人権侵害であると同時に、個人の能力発揮を妨げるものであります。

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止はもとより、学校や地域活動の場など職場以外でのセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発をしていく必要があります。

【 主な取組 】

- ◇市報「みんなで拓く人権文化」欄で、広報啓発します。
- ◇事業者向けに、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が実施する研修会等の情報提供を行います。

【 DVに関する相談 】

[配偶者暴力支援センター]

- 鳥取県西部総合事務所福祉保健局 心と女性の相談室に設置され、
 - ・身体への暴力や精神的な暴力についての相談
 - ・カウンセリング
 - ・一時保護
 - ・各種情報提供などを行います。

[警察機関]

- 警察本部や各警察署の相談窓口で相談を受け付けるほか、
 - ・被害者の意思に基づく、相手方の検挙や指導・警告を実施
 - ・相手方からの暴力に対する自衛策・対応策についての情報提供などを行っています。

[鳥取県男女共同参画センター 西部相談室]